

## 3人乗り自転車貸与事業

福祉児童課 内線227

自転車走行時の安全を確保し、良好な子育て環境のために、3人乗り自転車を貸与します。

### ▼対象者

次のいずれにも該当する方



① 4月1日現在で町内に住所のある満18歳以上の方

② 4月1日現在で満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している方で、その幼児を同乗させて3人乗り自転車を運転する方

▼貸出回数 普通車 10台、アシスト(電動)車 11台

▼利用料 無料。ただし、パンク等の修理費は、個人負担です。

▼貸与期間 4月初旬から平成30年3月30日(金)まで

▼手続方法 3人乗り自転車の貸与を希望する方は、3人乗り自転車貸与申請書を福祉児童課へ提出してください。用紙は、福祉児童課にあります。

▼受付期間 3月3日(金)～17日(金) (土・日除く)

▼決定方法 希望者が貸与予定台数を超えた場合は、福祉児童課にて決定させていただきます。(過去2年間貸出実績のない方を優先的に抽選します。)

▼その他 幼児は、ヘルメットの着用をお願いします。

## 臨時福祉給付金（経済対策分）について

### ●臨時福祉給付金（経済対策分）とは

平成26年4月の消費税率の引き上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して制度的な対応（軽減税率の導入）を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金（経済対策分）を支給するものです。

### ▼支給対象者

平成28年度分の町民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、町民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方、生活保護制度の被保護者となっている方は対象外です。

### ▼支給金額

1人 15,000円

(平成29年4月～平成31年9月分の2年半分)

### ▼申請手続き先

平成28年1月1日において住民票がある市町村

### ▼申請受付期間

平成29年3月1日(水)～9月1日(金)

### ▼申請書

対象になると思われる方には、平成29年2月下旬に申請用紙と必要事項等記載した書類を郵送しました。

### ▼申請受付方法

(窓口) 扶桑町役場 1階 福祉児童課前通路  
(郵送) 郵送申請も可能(9月1日(金)必着)

### ▼問い合わせ

福祉児童課 社会福祉グループ 内線222・228



カクニンジャ

## 扶桑町高齢者あんしんネットワーク会議を開催しました

介護健康課 内線233

1月13日に、高齢者等見守り協定事業所（町内新聞販売店、電気・ガス・水道関係事業所、金融機関等）、地区区長、民生委員、老人クラブ会長、女性の会会長、介護保険事業所による高齢者あんしんネットワーク会議を開催しました。



その中で、国立長寿医療研究センターの鈴木隆雄氏に「認知症行方不明者の実態と地域での対応」と題しご講演いただき、認知症の方が徘徊する実態から、いかに地域の見守り体制が必要かを学ぶ機会となりました。また、参加者によるグループワークでは、地域や行政がどのような役割を果たすべきか、活発な情報交換を行いました。今後も継続してこの取り組みを行っていきます。

